

○天理市トレイルセンター条例施行規則

平成12年 3 月 30日規則第 9 号

改正

平成28年 3 月 31日規則第16号

天理市トレイルセンター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天理市トレイルセンター条例（平成28年 3 月天理市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 天理市トレイルセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 センターは、年中無休とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(遵守事項)

第 3 条 センターに入館した者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) センターを不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りをしないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (6) 施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を施設の管理者に届け出て、その指示に従うこと。
- (7) その他施設の管理者の指示に従うこと。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年 3 月 31日から施行する。

附 則（平成28年 3 月 31日規則第16号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。